

○藤崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(平成 27 年 12 月 11 日条例第 23 号)

改正 平成 29 年 12 月 14 日条例第 15 号 令和 3 年 12 月 10 日条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む

書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

附 則(平成29年12月14日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月10日条例第20号)

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1(第4条第1項関係)

機関	事務
1 町長	藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年藤崎町条例第101号)による医療費の給付に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名等の変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整事務
2 町長	藤崎町子ども医療費給付条例(平成24年藤崎町条例第1号)による子ども医療費の給付に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名等の変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整事務
3 町長	藤崎町重度心身障害者医療費助成条例(平成17年藤崎町条例第107号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名等の変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務

(6) 高額療養費関係事務 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整事務
--

別表第2(第4条第1項、第2項関係)

機 関	事務	特定個人情報
1 町 長	藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例による医療費の給付に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名等の変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整事務	地方税に関する情報 住民票に関する情報 生活保護に関する情報 国民健康保険に関する情報 児童扶養手当に関する情報 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
2 町 長	藤崎町子ども医療費給付条例による子ども医療費の給付に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名等の変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整事務	地方税に関する情報 住民票に関する情報 生活保護に関する情報 国民健康保険に関する情報
3 町 長	藤崎町重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 新規認定の事務 (2) 更新の事務 (3) 住所・氏名等の変更の事務 (4) 資格喪失の事務 (5) 支払事務 (6) 高額療養費関係事務 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整事務	地方税に関する情報 住民票に関する情報 生活保護に関する情報 国民健康保険に関する情報 障害者に関する情報